

サービス名称	型 名
FENCE-Mobile RemoteManager 基本利用サービス[実績]	NS73124WG
FENCE-Mobile RemoteManager 基本利用サービス(Light)[実績]	NS73125WG
FENCE-Mobile RemoteManager 運用代行サービス[実績]	NS73126WG
FENCE-Mobile RemoteManager 運用設定サービス[実績]	NS73127WS
FENCE-Mobile RemoteManager ウィルス対策サービス-V[実績]	NSV73128WG
FENCE-Mobile RemoteManager i-FILTERブラウザーサービス[実績]	NS73129WG
FENCE-Mobile RemoteManager リモートヘルプサービス[実績]	NS73130WG

1. サービスの実施

乙は甲に対し、第5項記載のサービス（以下「本サービス」という）を実施します。

2. サービスの構成

- 本サービスは、以下の各号のサービスにより構成されます。
- (1) FENCE-Mobile RemoteManager 基本利用サービス（以下「基本利用サービス」という）
 - (2) FENCE-Mobile RemoteManager 基本利用サービス(Light)（以下「基本利用サービス(Light)」という）
 - (3) FENCE-Mobile RemoteManager 運用設定サービス（以下「運用設定サービス」という）
 - (4) FENCE-Mobile RemoteManager 運用代行サービス（以下「運用代行サービス」という）
 - (5) FENCE-Mobile RemoteManager ウィルス対策サービス（以下「ウィルス対策サービス」という）
 - (6) FENCE-Mobile RemoteManager i-FILTERブラウザーサービス（以下「i-FILTERブラウザーサービス」という）
 - (7) FENCE-Mobile RemoteManager リモートヘルプサービス（以下「リモートヘルプサービス」という）
- なお、運用代行サービス、ウィルス対策サービスおよびi-FILTERブラウザーサービス、リモートヘルプサービスは、基本利用サービス、基本利用サービス(Light)のオプションサービスとして提供され、基本利用サービスまたは、基本利用サービス(Light)が終了すると同時に終了するものとします。また、運用代行サービスは、運用設定サービスの実施を前提とします。

3. サービスの対象

本サービスは、日本国内に所在する、インターネット接続機能を有する以下の各号の電子機器であって甲が指定するもの（以下「モバイル端末」といい、甲が保有するもの、甲が自らの従業員その他甲の指定する者（以下「利用者」という）に貸与等したもの、および利用者が自ら保有するものをいう）を対象としたサービスです。なお、対象となるモバイル端末の機種等の条件は、乙が別途指定するものとします。

- (1) スマートフォン
- (2) タブレット端末
- (3) パーソナルコンピューター

4. サービス実施の前提条件

- (1) 甲は、モバイル端末管理専用アプリケーション（以下「専用アプリ」という）を使用する場合、乙から提供する使用許諾契約書の内容に同意するものとします。また、甲管理者は、専用アプリを利用者のモバイル端末にインストールするか、利用者にインストールさせる場合は、インストール前に、利用者に使用許諾契約書（以下「使用許諾契約書」という）の内容を通知するものとします。なお、専用アプリを使用する場合において、利用者のモバイル端末に表示される確認事項に同意するまたは、利用者に同意させるものとします。
- (2) 甲は、ウィルス対策サービスを使用する場合、コンピュータウィルス検知ソフトウェア（以下「ウィルス対策用アプリ」という）に含まれているウィルス対策用アプリの製造元およびその関係会社の使用許諾契約書の内容に同意するものとします。また、甲管理者は、ウィルス対策用アプリを利用者のモバイル端末にインストールするか、利用者にインストールさせる場合は、インストール前に、

利用者に使用許諾契約書の内容を通知するものとします。なお、甲は、ウィルス対策用アプリと本サービスを切り離して利用することはできません。

- (3) 甲は、i-FILTERブラウザーサービスを使用する場合、別途乙から通知するID、パスワードを用いて、i-FILTER専用画面より、対象となるモバイル端末を登録するものとします。また、Webフィルタリングソフトウェア（以下「Webフィルタリング用アプリ」という）に含まれているWebフィルタリング用アプリの製造元であるデジタルアーツ株式会社およびその関係会社（以下総称して「デジタルアーツ」という）の提示するi-FILTERブラウザーサービス使用許諾条件（以下「使用許諾条件」という）の内容に同意するものとします。甲管理者は、Webフィルタリング用アプリを利用者のモバイル端末にインストールするか、利用者にインストールさせる場合は、インストール前に、利用者に使用許諾条件の内容を通知するものとします。なお、甲は、Webフィルタリング用アプリを、本サービスの利用の目的以外の目的に使用することはできません。
- (4) 甲管理者は、i-FILTERブラウザーサービスを用いてWebフィルタリングを実施するためには、モバイル端末の利用者にWebフィルタリング用アプリを利用してWebアクセスするように通知する必要があります。また、基本利用サービスのアプリケーション制限機能を用いて他のブラウザーアプリの使用を抑止する必要があります。ただし、モバイル端末の対応OSによっては、全てのブラウザーアプリの使用を抑止できるものではありません。
- (5) 甲は、リモートヘルプサービスを使用する場合、乙から提供するリモートヘルプサービス専用アプリケーション（以下「リモートヘルプ用アプリ」という）を利用者のモバイル端末および甲管理者のコンピュータにインストールする必要があります。なお、甲は、リモートヘルプ用アプリを利用者に使用させる際に、利用者をしてモバイル端末に表示される確認事項に同意させるものとします。なお、甲は、リモートヘルプ用アプリと本サービスを切り離して利用することはできません。
- (6) 甲管理者は、リモートヘルプサービスを用いて利用者のモバイル端末の操作および閲覧を実施するためには、甲管理者のコンピュータと利用者のモバイル端末で直接通信を行う必要があります。なお、甲管理者のコンピュータのOSならびに利用者のモバイル端末の機種およびOSによっては、利用できない機能があります。

5. サービスの内容

(1) 基本利用サービス

乙は、甲管理者が設定した内容に基づき、以下の環境および機能を提供します。なお、基本利用サービスの対象となるモバイル端末の数は、10台を下回らないものとします。10台を下回る場合は、本サービス提供が実施できないものとします。基本利用サービスの詳細は以下のとおりとします。

a. Webシステムの準備

乙は、甲管理者が甲のモバイル端末の管理および本サービスの利用環境を設定するため、乙サービス環境内にWebシステム（以下「管理用Webシステム」という）を準備します。甲管理者がインターネット経由で管理用Webシステムに接続するためのURLは、完了通知書に記載のとおりとします。

b. 提供機能

乙は甲に対し、甲のモバイル端末の管理および本サービスの利用環境を設定するための以下の機能を提供します。なお、詳細機能は『別紙デバイス管理機能一覧表』のとおりとします。

- ・資産管理機能：端末認証、ハードウェア情報の管理およびアプリ

- ・ ケーション情報の管理を行う機能
- ・ アプリ管理機能：アプリケーション配信およびアプリケーションの利用制限を行う機能
- ・ 紛失／盗難対策機能：リモートロック、リモートワイプ、ローカルロック設定、ローカルワイプ設定および位置情報取得を行う機能
- ・ 不正利用対策機能：カメラなどのデバイス抑止、発信先制限、URLフィルタリング機能
- ・ 管理機能：ポリシー管理、ログ管理、アラート管理およびエージェント管理を行う機能

(2) 基本利用サービス (Light)

乙は、甲管理者が設定した内容に基づき、以下の環境および機能を提供します。なお、基本利用サービス (Light) の対象となるモバイル端末の数は、10台を下回らないものとします。10台を下回る場合は、本サービス提供が実施できないものとします。基本利用サービス (Light) の詳細は以下のとおりとします。

a. Webシステムの準備

乙は、甲管理者が甲のモバイル端末の管理および本サービスの利用環境を設定するための以下の機能を提供します。なお、詳細機能は『別紙デバイス管理機能一覧表』のとおりとします。

b. 提供機能

乙は甲に対し、甲のモバイル端末の管理および本サービスの利用環境を設定するための以下の機能を提供します。なお、詳細機能は『別紙デバイス管理機能一覧表』のとおりとします。

- ・ 資産管理機能：端末認証、ハードウェア情報の管理を行う機能
- ・ 紛失／盗難対策機能：リモートロック、リモートワイプ、ローカルロック設定、ローカルワイプ設定および位置情報取得を行う機能
- ・ 管理機能：ポリシー管理、ログ管理、アラート管理およびエージェント管理を行う機能

(3) 運用設定サービス

乙は、乙所定の「FENCE-Mobile RemoteManager 運用代行サービスヒアリングシート」(以下「ヒアリングシート」という)に基づき甲管理者との協議により、本サービスの利用の対象となるモバイル端末の紛失／盗難が発生した際の甲乙間の連絡方法および乙による運用代行サービス内容等を「FENCE-Mobile RemoteManager 運用代行サービス手順書」(以下「手順書」という)として作成します。

(4) 運用代行サービス

本サービス利用の対象となるモバイル端末の紛失／盗難が発生した場合、乙は、手順書に基づきリモートロックまたはリモートワイプ等の運用作業を、利用者からの指示に基づき甲管理者に代わって実施します。また、運用代行サービスの対象となるモバイル端末の数は、基本利用サービスまたは、基本利用サービス (Light) の数と同数とします。

(5) ウィルス対策サービス

乙は甲に対し、モバイル端末のウィルス対策サービスとして、以下の機能を提供します。

a. ウィルス対策用アプリ配信機能

甲のモバイル端末に対し、ウィルス対策用アプリを配信する機能

b. ウィルススキャン機能

モバイル端末上でウィルススキャンの実行、ウィルス判定基準データの更新を行う機能

c. 設定機能

管理用Webシステムによりウィルス対策用アプリの各種設定を行う機能

d. コマンド機能

管理用Webシステムからモバイル端末に対し、ウィルススキャンの実行およびウィルス判定基準データを即時に取得する指令を出す機能

e. 情報収集機能

管理用Webシステムにウィルス対策用アプリの実行状況を収集し表示する機能

(6) i-FILTERブラウザーサービス

乙は甲に対し、i-FILTERブラウザーサービスとして、以下の機能を提供します。なお、本サービスの対象となるモバイル端末の数は、基本利用サービスまたは、基本利用サービス (Light) の数量と同数とし、基本利用サービスまたは、基本利用サービス (Light) の数量が変更されたときには、i-FILTERブラウザーサービスの契約金額も変更されるものとします。

a. Webフィルタリング機能

Webフィルタリング用アプリが備えているWebブラウザを用いたときに、あらかじめ準備されたカテゴリ群および甲が個別に設定したURLに基づき、モバイル端末からアクセスできるホームページを制限する機能

b. ブックマーク配信機能

モバイル端末に対し、甲が指定するURLをブックマークとして保存させる機能

c. アクセス状況のダウンロード機能

モバイル端末がホームページにアクセスしたログをファイルに出力する機能

(7) リモートヘルプサービス

乙は甲に対し、リモートヘルプサービスとして、以下の機能を提供します。なお、本サービスの対象となるモバイル端末の数は、基本利用サービスまたは、基本利用サービス (Light) の数量と同数とし、基本利用サービスまたは、基本利用サービス (Light) の数量が変更されたときには、リモートヘルプサービスの数量も変更されるものとします。

a. 画面の転送機能

甲管理者のコンピュータに、遠隔地のモバイル端末の画面情報を表示する機能

b. 端末の操作機能

甲管理者のコンピュータを使用して、遠隔地の乙指定の機種 of モバイル端末を操作する機能

c. ホワイトペン機能

甲管理者のコンピュータを使用して、遠隔地のモバイル端末の画面に線を引く機能

6. サービスの提供時間帯

(1) 本サービスのうち、基本利用サービス、基本利用サービス (Light)、ウィルス対策サービスおよびi-FILTERブラウザーサービス、リモートヘルプサービスの提供時間帯は、24時間365日とします。ただし、乙は、本サービスの実施期間中、第10項に基づき、本サービスを中断または停止することがあります。

(2) 本サービスのうち、運用代行サービスの提供時間帯は、手順書に定めるとおりとします。ただし、乙は、本サービスの実施期間中、第10項に基づき、本サービスを中断または停止することがあります。

7. サービスに関する問い合わせ

乙は、本サービスの実施期間中、甲からの本サービスに関する仕様または操作方法に関する質問、本サービスが正常に動作しない場合における原因調査、回避措置に関する質問または相談を、甲管理者を窓口として、E-mailにて24時間365日受け付けるものとします。ただし、乙からの回答は、月曜日から金曜日まで(祝日および乙の指定する休業日を除く)の9時から17時までの間のみに行うものとします。

8. 甲の協力義務

富士通SaaS甲サービス利用規約(以下「本規約」という)第10条に加えて、甲は以下の協力義務を負うものとします。

(1) 甲は、本サービスの実施期間中、自らの責任と費用負担により甲環境に係るハードウェアおよびソフトウェアの保守を行い、当該甲環境を維持するものとします。

(2) 甲管理者は、本サービスの利用に係る以下の作業を行うものとします。

a. 本サービスの利用対象となるモバイル端末情報の乙サービス環境

への登録ならびにセキュリティポリシーの設定および配布作業

b. モバイル端末の紛失／盗難時に行なうリモートロックまたはリモートワイプ作業

c. 乙から甲への専用アプリおよびWebフィルタリング用アプリ、リモートヘルプ用アプリの更新や機能追加等のお知らせの受付窓口および甲から乙への問い合わせ等の連絡窓口の業務

d. 本サービス用にインストールした専用アプリおよびWebフィルタリング用アプリ、リモートヘルプ用アプリの更新が必要となった場合、対象となるモバイル端末の利用者へのアップデート通知の作業

9. 免責

本規約第22条第2項に加えて、本サービスに関し、以下の各号の事由は乙の責に帰すべからざる事由(ただし、これに限らない)であり、乙は、当該事由に起因して甲に生じた損害についてはいかなる法律上の義務も負わないものとします。

(1) 甲設備のトラブルおよび甲設備に起因するトラブル

(2) 甲が他の電気通信事業者から提供を受けているアクセス回線のトラブルおよび当該回線に起因するトラブル

(3) 本サービス用電気通信回線およびサービス用電気通信設備に対して第三者が故意に当該機能を破壊したことにより起因するトラブル

(4) 甲が本サービス仕様書第4項および第8項ならびに第9項を遵守しないことにより起因するトラブル

(5) 甲が本サービスを利用することにより第三者との間で生じたトラブル

10. サービスの中断および停止

乙は、次の場合には、本サービスの提供を中断もしくは停止することができるものとします。この場合、乙はあらかじめその旨を甲に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、乙は甲に対し、当該停止の内容について事後に報告するものとします。なお、これに起因して甲に損害が生じたとしても、乙は一切責任を負いません。

(1) 乙サービス環境その他本サービス用設備の保守上または工地上やむを得ないとき

(2) 乙が提供を受けている他の電気通信事業者の都合により、本サー

- ビス用電気通信回線またはアクセス回線の使用が不能なとき
- (3) 乙が本サービスを提供するために必要となる電気通信回線、電気通信設備またはアクセス回線に対し、第三者が故意に当該機能を破壊したとき、または、当該機能に支障をきたす行為を行ったとき
- (4) 天災地変、事故等により、本サービスの提供ができなくなったとき

1.1. モバイル端末に関する情報の取得・管理等

- (1) 乙は、本サービスの実施のために、専用アプリを用いて、モバイル端末から以下の情報を含む端末管理情報（以下「端末管理情報」という）を継続的に取得します（なお、モバイル端末に登録された甲および利用者のメール・電話帳等のコンテンツは一切取得されません）。甲は、当該端末管理情報が取得されることをあらかじめ了解するものとします。また、甲は、当該端末管理情報が取得されることにつき、利用者にあらかじめ周知徹底し、その同意を得たうえで本サービスの乙サービス環境に登録するものとします。
- a. モバイル端末の電話番号、製造番号、端末固有識別符号、製造元等の情報
- b. モバイル端末のSIMに登録された通信管理情報
- c. モバイル端末のネットワークアダプタのMACアドレス
- d. モバイル端末のOSバージョン、モデムファームウェアバージョン、CPU、バッテリー、表示画面、デバイスの容量等に関する情報
- e. モバイル端末にインストールされたアプリケーションの一覧情報
- f. モバイル端末の衛星測位システム等から得られた端末位置情報
- (2) 乙は、端末管理情報を、本サービスの実施のため以外の目的に使用しないものとします。
- (3) 甲は、管理用Webシステムを用いて利用者の情報を入力するにあたり、当該情報を本サービスのために利用し、乙に提供することにつき、利用者の了解を得るものとします。
- (4) 甲は、乙が利用者から本サービスに関連してクレームを提起されたとき（甲が利用者の同意を得ずに利用者のモバイル端末を本サービスに登録した場合、甲の誤った指示によりモバイル端末のリモートワイプが実施された場合を含む）には、乙に代わって当該クレームを処理するものとし、乙に迷惑をかけないものとします。
- (5) 甲は、モバイル端末を、本サービスを利用しない者に譲渡、貸与等するときは、あらかじめ、管理用Webシステムを用いて、当該モバイル端末に関する情報を削除するとともに、モバイル端末から専用アプリを削除するものとします。甲がこれらを行わなかったことに起因して、乙が第三者からクレーム等を提起されたときには、甲は、乙に代わって当該クレームを処理するものとし、乙に迷惑をかけないものとします。

1.2. ウィルス対策サービスに関する制限について

本サービスは、ウィルス対策用アプリの製造元が提供するソフトウェアを用いて、モバイル端末内のコンピュータウィルスの検知および駆除を行うサービスです。本サービスの各機能の内容は、その時点で乙が提供可能なものに限り、ウィルス対策サービスでは、コンピュータウィルスと疑われるデータが、ウィルス対策用アプリに設定されたコンピュータウィルス判定基準に一致するかどうかを検査し、コンピュータウィルスを検知したときには、あらかじめ指定された処理を当該コンピュータウィルスに対し実施します。コンピュータウィルス判定条件は、サービス提供時点におけるウィルス対策用アプリ開発事業者の知見および一般的な技術水準等に基づき定められた基準によるものであり、必ずしも全ての未知および既知のコンピュータウィルスを正確に判定できるものではないことにつき甲は了承するものとします。乙は、ウィルス対策サービスにおいて、コンピュータウィルスを検知しなかったこと、または、誤って検知したことにより、甲または第三者が被った損害について、何ら責任を負うものではありません。本サービスによって発見されたコンピュータウィルスへの対応は、甲の責任において行うものとします。

1.3. i-FILTERブラウザーサービスに関する制限事項について

- 本サービスは、デジタルアーツが提供するソフトウェアを用いて、モバイル端末から特定のホームページにアクセスすることを制限するサービスです。本サービスの各機能の内容は、その時点で乙が提供可能なものに限り、i-FILTERブラウザーサービスでは、下記に挙げる事項について完全なる保証を行っていないことを甲は確認するものとします。
- (1) 甲が接続しようとするホームページが信頼できるサイトであること
- (2) 甲の通信内容が完全に暗号化されていること
- (3) モバイル端末およびネットワーク環境および不具合、エラーや障害が生じないこと

1.4. リモートヘルプサービスに関する制限事項について

本サービスは、乙が提供するリモートヘルプ用アプリを用いて、甲管理者のコンピュータから利用者のモバイル端末を操作および閲覧を実施するサービスです。本サービスの各機能の内容は、その時点で乙が提供可能なものに限り、リモートヘルプサービスでは、下記に挙げる事項について完全なる保証を行っていないことを甲は確認するものとします。

- (1) 甲管理者のコンピュータとモバイル端末で直接通信が可能であること

1.5. サービス終了時のデータの取り扱い

本規約第14条の記載にかかわらず、乙は、本サービスの終了後、以下の期日に、甲が乙サービス環境に登録（入力）したデータおよび端末管理情報を消去するものとします。

- ・終了月：1～3月の場合 データ消去日：6月末日
- ・終了月：4～6月の場合 データ消去日：9月末日
- ・終了月：7～9月の場合 データ消去日：12月末日
- ・終了月：10～12月の場合 データ消去日：翌年3月末日

なお、乙は、甲により本サービス終了前に申出のあったときには、データ消去日までの間、甲が乙サービス環境より甲が乙サービス環境に登録（入力）したデータを手入できるようにするものとします。

1.6. 専用アプリの外国為替および外国貿易法に関わる使用制限

本規約第29条に加えて、甲は以下の条件を遵守するものとします。

- (1) 甲は、甲自身もしくは利用者に対して、本サービスの利用を目的に専用アプリおよびリモートヘルプ用アプリを使用させるものであり、以下のa. からe. のいずれかに該当する場合には使用させないものとします。
- a. 核兵器、軍用の化学製剤、軍用の細菌製剤およびこれらを散布、運搬するための装置（ロケットもしくは無人航空機である場合、その射程もしくは航続距離が300km以上のもの）（以下あわせて「大量破壊兵器等」という）の開発、製造、使用または貯蔵
- b. 核燃料物質・核原料物質の開発等、核融合の研究、原子炉またはその部品・付属品の開発等、重水の製造・核燃料物質・核原料物質の加工再処理
- c. 軍・国防機関が行い、もしくはこれらのもより委託を受けて行う化学物質の開発・製造、微生物・毒素の開発等、ロケット・無人航空機の開発等、および天文学関連外の宇宙の研究
- d. 武器（輸出入貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物をい、大量破壊兵器等を除く）の開発、製造または使用
- e. 利用者が、経済産業省の定める「外国ユーザーズ」に掲載されている場合もしくは核兵器等の開発等を行ったまたは行う場合
- (2) 甲は、甲自身もしくは利用者において、専用アプリを外国において提供する際もしくは非居住者に提供する際は、外国為替および外国貿易法に基づく許可が必要となる場合は、経済産業大臣の許可を得た上で提供するものとします。

1.7. 当社ダイレクト販売サイトによる販売に関する特約

(1) 優先適用

甲および乙は、本規約と本サービス仕様書の規定に矛盾が生じる場合は、本サービス仕様書の規定を優先するものとし、本サービス仕様書に規定されていない事項については、本規約に従うものとします。

(2) 定義語の読み替え

本サービスの提供において、本規約上の以下の定義語について、本サービス仕様書上の以下の定義語に読み替えるものとします。

- a. 本利用規約上の「契約者」は、本サービス仕様書上の「甲」に読み替えるものとします。
- b. 本利用規約上の「当社」は、本サービス仕様書上の「乙」に読み替えるものとします。

(3) 本サービスの利用料金の算出

本規約第24条第2項の定めにかかわらず、本サービスの利用料金の算定は、毎月1日時点での、管理用Webシステムのサービス割当管理機能により基本利用サービスを割り当てられた甲のモバイル端末の数に基づくものとします。

(4) 一括払契約金額の検収

本サービスが従量一括払サービスである場合、当該本サービスは、所定の作業完了報告書の提出をもって終了するものとし、甲は当該作業完了報告書を確認のうえ、乙に対する検収を完了するものとします。検収の完了により、本契約に定める当該本サービスに係る乙の債務は全て履行済みであるとみなすものとします。

(5) 本サービスに対する責任

本規約第22条第1項の定めにかかわらず、本サービスに対して乙の負うべき責任は以下のとおりとします。

- a. 乙の責に帰すべき事由により、本サービスが全く利用できない（乙が本サービスを全く提供しない場合または本サービスの支障が著しく、その支障が全く利用できない程度の場合をい、以下「利用不能」という）ために甲に損害が発生した場合、甲が本サービスを利用不能となったことを乙が知った時刻から起算して24時間以上利用不能の状態が継続したときに限り、乙は、以下のア. またはイ. に定める金額を限度として、賠償責任を負うものとします。ただし、乙の責に帰することができない事由から生じた損害、乙が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、乙は賠償責任を負わないものとします。本サービスの利用不能に関して当社が負う法律上の責任は、本項に定める範囲に限られるものとします。

- ア. 本サービスが従量一括払サービスの場合
従量一括払サービスの契約金額相当額
- イ. 本サービスが従量払サービスの場合

- 1) 利用不能の生じた料金月の前料金月から起算して、過去12か月間の利用量に応じて算出された本サービスの利用料金の1か月の平均額
- 2) 利用不能の生じた料金月の前料金月から起算して、サービス実施開始日までの期間が12か月に満たない場合には、当該期間の利用量に応じて算出された本サービスの利用料金の1か月の平均額
- 3) 上記の期間が1か月に満たない場合には、利用不能の生じた日までの本サービスの利用量に応じて算出された1日の平均額に30を乗じた額

以 上